

令和5年5月2日

保護者の皆様

文京区教育委員会

5類感染症への移行後の学校・園における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本区の教育に、ご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染症対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針に沿って、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が国から示され、区では「文京区版 学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」を策定し、対応してまいりました。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されます。つきましては、5月8日以降の教育活動を進めるにあたり、下記についてご確認いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、これまでの対応から変更した主な点には下線を付してあります。

記

1 基本的な感染症対策

(1) 日々の健康観察

- ・お子様の健康状態を把握し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、一律に登校（園）を控えるのではなく、状況に応じて、適切にご判断ください。

なお、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校（園）長が判断する場合は欠席とはいたしません。

- ・体温を毎日チェックし、学校（園）に提出するといった取組はいたしません。
- ・学校・園でお子様に風邪症状が見られた場合には、安全に帰宅させることがあります。必要に応じて、病院を受診するようお願いいたします。

(2) 換気の徹底

- ・学校・園では常時換気に努めます。十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、換気の目安としてCO2 モニターを活用してまいります。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータの導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保いたします。

(3) 給食時の感染症対策

- ・給食等の食事をする場面での感染症対策については、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、十分な換気を行います。なお、感染症対策を理由とした「黙食」はいたしません。

2 マスクに関する取扱いについて

- ・学校・園における教育活動に当たっては、幼児・児童・生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない幼児・児童・生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨いたします。
なお、幼児・児童・生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導いたします。

3 教育活動について

(1) 各教科等

手洗い、換気、咳エチケット等の基本的な感染症対策を講じた上で実施いたします。

(2) 学校行事等について

これまでの感染症対策中の経験を生かし、学校行事等における内容の見直しや精選を進め、学校行事等の充実を図ります。

(3) 部活動について

手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を講じた上で実施いたします。室内で行う場合は、上記1の(2)のとおり、換気に留意いたします。

なお、都中学校体育連盟等が主催する大会に参加する場合は、その要項等に従うこととなります。

4 休校等に伴う学びの保障について

臨時休業となった場合は、オンラインを活用した授業等を実施し、学びの保障をいたします。また、感染不安により登校できない児童・生徒に対するオンライン等を活用した個別の対応を行います。

5 PCR検査の実施について

これまで、陽性者が発生し、他の幼児・児童・生徒と感染可能期間に活動していた場合、無料のPCR検査を任意で実施していましたが、原則、廃止といたします。

6 偏見や差別の防止について

新型コロナウイルス感染症は、今後も感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者に思いやりをもって接するよう学校・園でも

指導いたしますが、保護者の皆様からもお子様にお伝えいただきますようお願いいたします。心配などありましたら、学校や関係機関に遠慮なくご相談ください。

7 その他

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。なお、学校保健安全法施行規則第19条第2号のただし書の規定により、出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては基本的に想定されておりません。
なお、「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 出席停止の期間を終えて出席する際には、学校（園）に登校（園）届を提出してください。
- これまで行ってきたフェアキャストによる陽性者発生のお知らせはいたしません。ただし、学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合など、必要に応じて学校（園）より情報提供等をする場合があります。
- 「文京区版 学校感染症対策ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を廃止といたします。引き続き、手洗い、換気、咳エチケットに留意するなど、感染症対策を行います。
- 「文京区版 宿泊行事実施のためのガイドライン」を廃止といたします。宿泊行事中に感染者が確認された場合は、従来のインフルエンザに順じて対応いたします。

最後に、各ご家庭におかれましても、引き続き、基本的な感染症対策を行い、子どもたちが安心して生活を送れますように、ご理解とご協力をお願いいたします。

[問い合わせ]

○保健衛生について

学務課学校保健担当

電話03-5803-1956

○教育活動について

教育指導課

電話03-5803-1300